

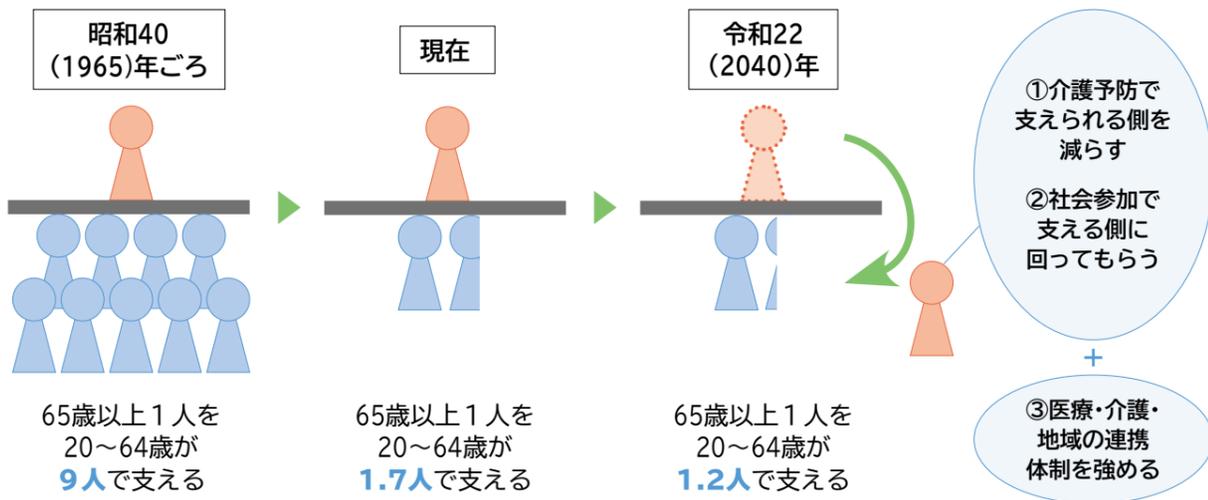
計画の目指す方向性

今後、高齢化の進展や高齢者の一人暮らし・高齢者のみの世帯の増加によって、医療や介護のニーズが増加、多様化することが予想されます。こうした中、高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を続けられるよう、医療、介護、生活支援、介護予防、住まいが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を推進し、基本理念「みんなで築く健康・長寿のまち」を目指します。

図1の通り、半世紀ほど前は、多くの現役世代が1人の高齢者を支える時代でした。しかし、少子高齢化が進み、現在はおおよそ1.7人の現役世代に対し、1人の高齢者という状況にあります。さらに、約20年後の令和22(2040)年には、1.2人の現役世代が1人の高齢者を支える社会構造になると見込まれます。

地域包括ケアシステムを推進するためには、①介護予防の取り組みを強化し、将来的に支えられる人を減らす②高齢者の社会参加を進め、元気づけは支える側として活躍する③医療・介護サービス、自治会やボランティアなどの地域活動の担い手が相互に連携し、地域力を強化することが重要です。

【図1】地域包括ケアシステム推進への取り組みイメージ～高齢者の支え手の確保について～



介護施設や事業所で働いてみませんか (アクティブシニア活躍支援事業)

市では、65歳以上の元気な皆さんを対象に、「介護施設などでのちょっとした仕事(介護助手など)を希望する人」と「働き手を必要としている介護事業者」とのマッチング事業を実施しています。市が開催する研修に参加してから、ご自身と介護事業者との面談を経て就労となりますので、初心者でも安心して働くことができます。

本年度も実施予定ですので、日程が決まり次第、改めてお知らせします。

皆さんの積極的な参加をお待ちしています。

【過去2年間の結果】

研修受講者 47人 ▶▶ 就業者 24人



◀◀ 次のページでは、今後3年間にみなさんと一緒に取り組む重点項目などを紹介します

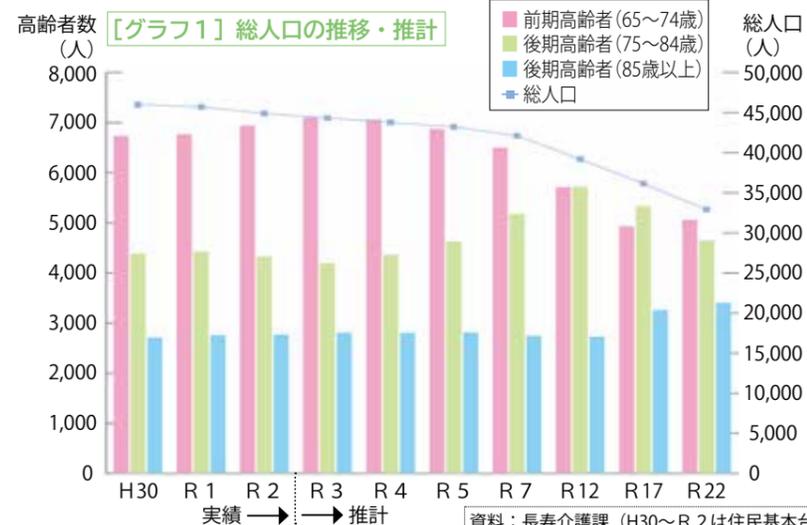
牧之原市  
第9次高齢者保健福祉計画  
第8期介護保険事業計画

みんなで築く  
健康・長寿のまち

団塊の世代が後期高齢者となる令和7(2025)年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年を見据え、本格的な高齢社会において高齢者一人一人が自立し、安心して生活できるよう、高齢者福祉施策の一層の推進と介護保険事業の円滑な運営を図ることを目的に「第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画(計画年度:令和3年度から令和5年度)」を策定しました。

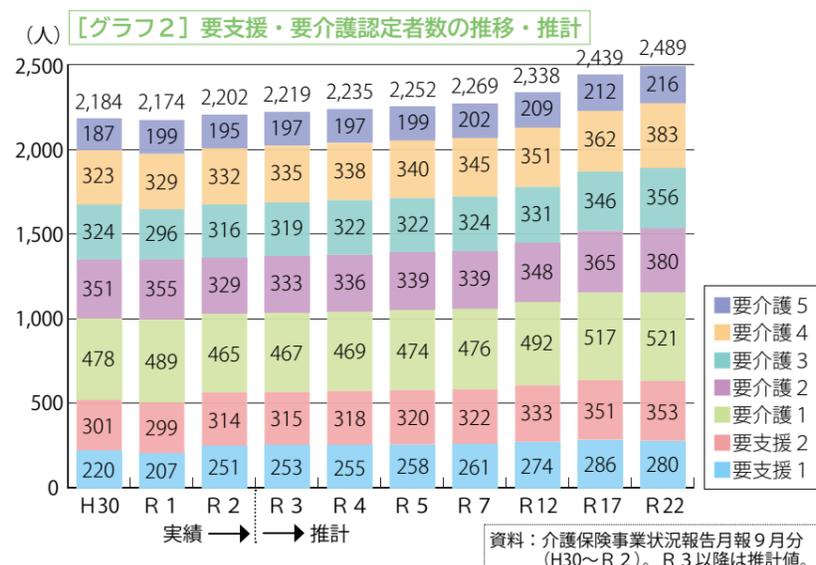
問い合わせ 長寿介護課 河原崎剛・野田章子 ☎0076

本市の高齢者の現状と将来推計



本市の総人口は、令和2(2020)年10月1日現在4万4,897人で、減少傾向にあります。人口減少は今後も続くと考えられ、今回策定した計画の最終年である令和5(2023)年に4万3,226人、団塊の世代が75歳となる令和7(2025)年に4万2,105人、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年には3万2,913人になると見込んでいます

一方、高齢者数は増加傾向にあります。令和2年は1万4,050人ですが、令和5年には1万4,332人、令和7年には1万4,429人になると予想されます。65歳から74歳までの前期高齢者は、令和3年をピークに減少に転じます。しかし、75歳以上の後期高齢者は増加を続け、特に



令和17(2035)年以降は、要介護状態になるリスクが高まる85歳以上の人の割合が高くなります。このため、要支援・要介護認定者数は、高齢者数が減少に転じると予想される令和8(2026)年以降も増加を続けます。令和2年10月1日現在2,202人ですが、令和22年には24,899人となる見込みです。

【重点項目1】 自立支援、介護予防、重度化防止の取り組みの充実

リハビリ職などの通いの場への関与を強化し、身体機能の維持・向上を推進します。認知症や介護予防に効果的である「週1回以上の外出」の充実を図ります。

- ①フレイル（\*）の予防と要介護の重度化の防止
- ②介護予防のための通いの場への移動手段の充実・仕組みの検討
- ③通いの場の充実と社会参加の推進
- ④心地よい「第3の場」づくりの支援

\*高齢者の移動能力、筋力、バランス、運動処理能力、認知機能、栄養状態、持久力、日常生活の活動性など、多岐にわたる衰えのこと。



市民の皆さんの取り組み  
【相談窓口を知って、活用しましょう】

【重点項目6】 総合的な相談支援の推進

高齢者、障がい者、子ども、生活困窮・権利擁護などの関係機関とネットワークを構築し、総合的な窓口の充実を図ります。



「他人事」ではなく  
「我が事」として  
考える地 域づくり

【重点項目5】 介護サービス基盤整備と人材確保の一体的な推進

医療・介護の専門職や生活支援の担い手、ボランティアの確保を推進します。質の高い介護保険サービスの充実を図ります。

- ①医療・介護サービスを支える人材の確保
- ②現行サービスの適切な実施



市民の皆さんの取り組み  
【在宅医療や介護の現状、終末期のあり方について学び、有効に活用しましょう】

【重点項目4】 医療・介護連携体制の充実

地域医療機関との連携の強化と医療サービスの維持を図ります。



市民の皆さんの取り組み  
【元気な高齢者は積極的に活動しましょう】

- ①元気な高齢者は、仕事やボランティア活動をしめよう。
- ②介護が必要になったとき、サービスを適切に選べるように学びましょう。自分ができることを続けましょう。

計画の施策体系と主な取り組み ~いつまでもいきいきと暮らすために~

市では、基本理念『みんなで築く健康・長寿のまちづくり』の基本目標（ありたい姿）を、自助「いつまでも健康で楽しく過ごそう」、互助「趣味や生きがいを持って自分らしく生きよう」、共助「家族や地域で認め合いともに支え合おう」、公助「安心した生活を送ろう」としました。そして、基本目標を実現するために、6つの重点項目を設け、市民の皆さんと一緒に、地域包括ケアシステムを充実させていきます。

市民の皆さんの取り組み  
【加齢に伴う心身機能の低下を  
予防しましょう】

- ①みんなで声を掛け合い、健診を受け、必要な生活改善に取り組みましょう。
- ②介護予防のための通いの場やボランティア活動など、社会参加活動に取り組みましょう。
- ③自分に合った運動（活動）を友人や仲間と楽しく続けましょう。

【重点項目2】 認知症予防と  
認知症になっても自分らしく  
生活できる環境づくり

認知症になっても、自分ができることややりたいことを続けることができ、周りもそれを支援します。介護や医療に携わる専門職のケアの向上のための支援を充実します。

- ①ご近所での見守り、支え合い活動の実施
- ②認知症になった人の思いを知る機会を推進
- ③認知症ケアの充実



市民の皆さんの取り組み  
【認知症を正しく理解し、予防の  
知識を学びましょう】

- ①若いころからの趣味や活動を続け、仲間と楽しく続けましょう。
- ②自分の役割を持ち、お互いにその役割を認め、感謝の気持ちをもちましょう。

【重点項目3】 人と人、人と社会が  
つながり、相互に支え合う地域づくり

一人暮らしや認知症の人でも地域で見守られ、元気な人も「相互に助け合う仕組み」が充実できるような、活発な地域づくり活動を支援します。生活支援コーディネーターを中心に取り組みます。

- ①ご近所での見守りや支え合い活動の充実を支援
- ②地域で生じる問題を関係機関と一緒に考える場（地域ケア会議）の実施と円滑な運用の支援

市民の皆さんの取り組み  
【困ったときはお互いさまで支え合いましょ  
う】  
あいさつや声かけなど、近所と顔の見える関係をつくりましょう。地域とのつながりを大切にしましょう。



8月から、介護サービスを利用したときの費用負担が見直されます



- ①利用者負担段階第3段階を2つの区分に細分化
- ②負担軽減の要件となる預貯金などの基準（資産要件）を厳格化
- ③これまで施設サービスと同じ基準であったショートステイの食費の負担限度額を別途設定

**補足給付（食費・居住費の軽減）の見直し**  
施設サービスや短期入所サービス（ショートステイ）を利用するときの食費と居住費は、保険給付の対象外となつていますが、市民税世帯非課税などの要件に該当する人は、申請により認められた場合に負担額が軽減される制度があります。8月以降、在宅で介護を受ける人との公平性などの観点から、次の点が見直されます。

令和3（2021）年度～5（2023）年度の介護保険料基準額は月額5,700円

介護保険料は3年ごとに見直されています

65歳以上の人（第1号被保険者）の介護保険料は、市が定める保険料基準額をもとに所得段階別の割合によって計算されます。

保険料基準額は、介護保険事業計画の3年間を単位とした、計画期間ごとに必要な介護サービス費用などの見込額から設定します。65歳以上の人が負担する保険料は、サービス費用全体の23%分です。残りの費用は、40歳から64歳までの人（第2号被保険者）の保険料（医療保険料に上乗せして徴収）と国や県、市の負担金（税金）で賄われます。

基準額は据え置き

今回の事業計画では、令和3年度から令和5年度に必要とされる介護サービス費用などを見込んだ結果、保険料基準額は前回の事業計画から据え置きの月額5,700円となりました。所得段階においては、国の基準に基づき、第7段階から第8段階、第8段階から第9段階を区分する所得金額を変更しました。

◆変更後の負担軽減の対象要件と食費の負担限度額

利用者負担段階	対象者（収入要件）	預貯金などの基準（資産要件）	食費の負担限度額（月額）
第1段階	▶市民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 ▶生活保護受給者	単身：1千万円以下（夫婦：2千万円以下）	300円
第2段階	▶市民税世帯非課税かつ前年の年金収入＋その他の合計所得金額が80万円以下	単身：1千万円以下（夫婦：2千万円以下） ↓ 単身：650万円以下（夫婦：1,650万円以下）	390円 【ショート600円】
第3段階①	▶市民税世帯非課税かつ前年の年金収入＋その他の合計所得金額が80万円超120万円以下	単身：1千万円以下（夫婦：2千万円以下） ↓ 単身：550万円以下（夫婦：1,550万円以下）	650円 【ショート1,000円】
[新] 第3段階②	▶市民税世帯非課税かつ前年の年金収入＋合計所得金額が120万円超	単身：1千万円以下（夫婦：2千万円以下） ↓ 単身：500万円以下（夫婦：1,500万円以下）	1,360円 【ショート1,300円】



**高額介護サービス費の見直し**  
1カ月の介護サービスの利用者負担については、所得などに応じて決められた一定の上限額までを負担します。上限額を超えた場合は、超えた分について「高額介護サービス費」として保険給付されますが、8月から、現役並み所得相当の人の負担上限額の区分が細分化されます。

◆高額介護サービス費の変更点

区分	限度額	区分	限度額
現役並み所得（年収約383万円以上）	44,400円（世帯）	年収約1,160万円以上	140,100円（世帯）
		年収約770万円以上 1,160万円未満	93,000円（世帯）
		年収約383万円以上 770万円未満	44,400円（世帯）

牧之原市第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の詳細については、市ホームページをご覧ください。



個人ごとの年間保険料の決定について

皆さんが実際に納付する個人ごとの保険料は、前年中の所得などが確定した8月中旬に、通知書を送付しますので、ご確認ください。

「特別徴収（年金から天引き）の人」  
「個別に納付」の人  
「普通徴収（納付書などで個別に納付）の人」  
介護保険料納入通知書

介護保険料の使い道

皆さんが納めた保険料は、大きく分けて3つの事業に活用されます。

1. 介護が必要な人を支えるために
2. 要介護状態にならないために
3. 相談事業や介護事業者のネットワーク化のために



◆65歳以上の人の令和3（2021）年度～5（2023）年度までの保険料額（改定後）

段階	対象者	率	年額	月額
本人が市民税非課税者	1段階 ▶生活保護受給者 ▶世帯全員が市民税非課税かつ老齢福祉年金受給者 ▶世帯全員が市民税非課税かつ本人の前年合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下	基準額×0.30	20,520円	1,710円
	2段階 世帯全員が市民税非課税かつ本人の前年合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超120万円以下	基準額×0.50	34,200円	2,850円
	3段階 世帯全員が市民税非課税かつ本人の課税年金収入額が120万円超	基準額×0.70	47,880円	3,990円
	4段階 市民税課税世帯に属する被保険者で本人非課税かつ本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下	基準額×0.90	61,560円	5,130円
	5段階 市民税課税世帯に属する被保険者で本人非課税かつ前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超	基準額×1.00	68,400円	5,700円
本人が市民税課税者	6段階 被保険者の前年の合計所得金額が120万円未満	基準額×1.20	82,080円	6,840円
	7段階 被保険者の前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額×1.30	88,920円	7,410円
	8段階 被保険者の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額×1.50	102,600円	8,550円
	9段階 被保険者の前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満	基準額×1.70	116,280円	9,690円
	10段階 被保険者の前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満	基準額×1.80	123,120円	10,260円
	11段階 被保険者の前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満	基準額×1.90	129,960円	10,830円
	12段階 被保険者の前年の合計所得金額が800万円以上	基準額×2.00	136,800円	11,400円

\*老齢福祉年金：明治44年4月1日以前に生まれた人、または大正5年4月1日以前に生まれた人が受けている年金です。  
\*合計所得金額：収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額で、扶養控除や医療費控除などの所得控除する前の金額です。  
第1段階～第5段階については、「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。第1段階～第5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。第6段階以上の合計所得金額に給与所得または公的年金などに係る雑所得が含まれている場合は、給与所得および公的年金などに係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います。土地売却などに係る特別控除額がある場合は、「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。